官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四四）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
地方公務員共済組合連合会、企業年金基金合併及び名称変更・清算結了・清算人退任関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四五
会社その他
会社決算公告　四六

省令

○国土交通省令第四十四号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第一項、第十二条、第十九条第二項及び第三十八条第一項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉